

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○薬事法施行細則の一部を改正する規則

告 示

○飼料試験結果の公表

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○公有水面埋立てのしゅん功認可(二件)

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)

公 告

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

規 則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

ページ

(業務課)

(畜産課)

(森林整備課)

(河川課)

(都市計画課)

(同)

(建築宅地課)

(契約課)

六

六

五

五

四

三

一

一

一

一

に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、「薬事法施行条例」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」に改める。

様式第一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

「第7条第3項ただし書
第17条第4項
第23条の2第6項
第28条第3項ただし書
第35条第3項ただし書
第39条の2第2項ただし書
第40条の6第2項
第68条の16第2項」

「第7条第3項ただし書
第17条第4項
第23条の2第6項
第28条第3項ただし書
第35条第3項ただし書
第39条の2第2項ただし書
第40条の6第2項
第68条の16第2項」

に改める。

様式第二号及び様式第三号中「薬事法施行条例」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」と改める。

様式第四号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

「第7条第3項ただし書
第17条第4項
第23条の2第6項
第28条第3項ただし書
第35条第3項ただし書
第39条の2第2項ただし書
第40条の6第2項
第68条の16第2項」

「第7条第3項ただし書
第17条第4項
第23条の2第6項
第28条第3項ただし書
第35条第3項ただし書
第39条の2第2項ただし書
第40条の6第2項
第68条の16第2項」

に改める。

様式第五号及び様式第六号中「薬事法施行条例」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例」と改める。

様式第十二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の薬事法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第九百二十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十六年八月から九月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査
平成26年8月収去

製造事業者等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造年(輸入月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
菅原三郎(金成TM Rセンター)栗原市	同左	牛飼育用混合飼料	TMR元気な子牛	H26.8	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無
日本配合飼料株式会社宮城特品工場栗原市	同左	混合飼料	イセ生菌剤	H26.8	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無
永根民司(永根物産)大崎市	同左	乳用牛飼育用混合飼料 肉用牛肥育用混合飼料	NAパワーミックス	H26.7	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無
株式会社福田商会仙台市	同左	飼料用外国産大麦加熟皮つき圧ペん	飼料用外国産大麦加熟皮つき圧ペん	H26.8	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無

安全性に関する検査
平成26年8月収去

製造事業者等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造年(輸入月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
塩釜水産飼料株式会社塩釜市	同左	魚粉	60%フイツジュミール	H26.8	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無
株式会社稲井塩釜工場塩釜市	同左	魚粉	60%イナホフイツジュミール	H26.8	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無
東和石灰工業株式会社登米市	同左	炭酸カルシウム	純良タンカル(A飼料)	H26.9	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無

朝日精麦株式会社 登米市	同左	とうもろこし・ふすま二種混合飼料	ラウコーン	H26.9	重 金 属 - 鉛, 水銀, カドミウム	無
	同左	和牛肥育前期用混合飼料	こだわり前期	H26.9	重 金 属 - 鉛, 水銀, カドミウム	無

栄養成分に関する検査
平成26年9月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入)月 年	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容			
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩素 %	水溶性 塩素 %	ペプトン 消化 率 %	T D N %		M E kcal/ kg	その他 の検査	
塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	同左	60%イナホフイ ンシユミール	H26.8	64.9	8.6				18.5								
株式会社稲井塩釜工 場 塩釜市	同左	60%イナホフイ ンシユミール	H26.8	62.59	8.28				21.33								
仙合飼料株式会社 仙台市	同左	明治配合飼料べこみ つくす	H26.9	16.57	2.57	0.775	0.439	6.25	5.41								
	同左	ノーサン印成鶏飼 育用配合飼料S シール	H26.9	18.53	5.42	4.415	0.461	3.12	13.30								
	同左	ノーサン印子豚人 工乳前期用配合飼料 Sめんこい餌付EX	H26.9	22.49	7.10	0.963	0.729	1.82	5.94								

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「」を付けている。

○宮城県告示第九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施設要件
(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 宮城県告示第九百二十八号
- 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて、次のとおりしゅん功認可した。
- 平成二十六年十一月十八日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 しゅん功認可年月日
平成二十六年十一月十八日
- 二 しゅん功認可を受けた者の住所及び名称
仙台市青葉区五橋一丁目一番一号
東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所長 竹内 研一
- 三 埋立区域
- 1 位置
東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面
- 2 区域
次に掲げる(1)点から(16)点までを順次結んだ線及び(16)点から(1)点を結んだ線により囲まれた区域
- 基点 二級基準点北緯三八度二分四四・五三三五秒東経一四一度〇七分五四・〇一〇五秒の地点
- 地点
- | | | | |
|-------|---------|------------|--------------|
| (1)点 | 基点から | 一五五度五二分一七秒 | 九八・八八メートルの地点 |
| (2)点 | (1)点から | 一三五度〇四分二三秒 | 二・七六メートルの地点 |
| (3)点 | (2)点から | 一二二度三四分一九秒 | 三九・五〇メートルの地点 |
| (4)点 | (3)点から | 一六二度〇九分四六秒 | 〇・四二メートルの地点 |
| (5)点 | (4)点から | 一四三度一二分二六秒 | 二一・三七メートルの地点 |
| (6)点 | (5)点から | 一三六度五六分二九秒 | 三四・七五メートルの地点 |
| (7)点 | (6)点から | 二〇一度二七分〇二秒 | 四・九一メートルの地点 |
| (8)点 | (7)点から | 三二一度一七分四三秒 | 一二・四三メートルの地点 |
| (9)点 | (8)点から | 三一三度二九分一三秒 | 一九・六二メートルの地点 |
| (10)点 | (9)点から | 三〇四度一八分〇一秒 | 二一・三二メートルの地点 |
| (11)点 | (10)点から | 二九五度五九分四四秒 | 二〇・三三メートルの地点 |

- (12)点 (1)点から 二九六度一七分一九秒 一三・七二メートルの地点
 - (13)点 (2)点から 二九五度五二分〇〇秒 二三・五五メートルの地点
 - (14)点 (3)点から 二九五度〇二分五〇秒 二〇・二九メートルの地点
 - (15)点 (4)点から 二四度〇八分一六秒 二・五五メートルの地点
 - (16)点 (5)点から 一一三度四五分四三秒 三六・五九メートルの地点
- (注)座標は、世界測地系による。

3 面積

一二四五・七九平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成二十五年四月十二日 宮城県(河) 指令第三号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市

東松島市

○宮城県告示第九百二十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて、次のとおりしゅん功認可した。

平成二十六年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十六年十一月十八日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び名称

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合代表理事理事長 阿部 力太郎

三 埋立区域

1 位置

東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面

2 区域

次に掲げる(1)点から(4)点までを順次結んだ線及び(4)点から(1)点を結んだ線により囲まれた区域
基点 二級基準点北緯三八度二二分四四・五三三五秒東経一四一度〇七分五四・〇一〇五秒の地点

(1)点 基点から 一六八度一七分四四秒 六四・〇七メートルの地点

- (2)点 (1)点から 一三五度〇四分四九秒 三八・八三メートルの地点
 - (3)点 (2)点から 二〇三度〇〇分〇三秒 一六・二四メートルの地点
 - (4)点 (3)点から 二九三度四五分四三秒 三六・五九メートルの地点
- (注)座標は、世界測地系による。

3 面積

八四七・八三平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成二十五年四月十二日 宮城県(河) 指令第四号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市

東松島市

○宮城県告示第九百三十号

東松島市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第九百三十一号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・百十四号大曲浜線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百三十二号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道

2 名称 東松島市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百三十三号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 二・二・百一号 玉造公園及び二・二・百九号 大曲浜公園

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市赤井字星場三百四十二番十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市大曲字堺堀八十番地 矢本運動公園野

球場 応急仮設住宅十六一一号室

菅原 繁吉

東松島市大曲字堺堀八十番地 矢本運動公園野

球場 応急仮設住宅十六一一号室

菅原 正博

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十六年度県債二十三年災第一一八四一A〇二号

2 工事名 石巻漁港マイナス六、〇メートル岸壁外災害復旧（その二）工事

3 施工場所 石巻漁港 石巻市魚町一丁目地内外

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成三十年三月二十八日まで

5 工事概要 復旧延長 一、七六六、六メートル

マイナス六、〇メートル岸壁 九六八、七メートル

鋼矢板 六六九枚

鋼管矢板 三五二本

上部工 九〇六、三メートル

舗装工 一〇、〇三二平方メートル

中防波堤 三七〇、二メートル

上部工 三七〇、二メートル

消波工 三七〇、二メートル

東波除堤 一四二、八メートル 外

6 予定価格 四、一一〇、五四七、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 平成二十六年宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（土木一式工事）（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並び

に支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下

同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団

（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力

団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認めら

れる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係

を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これ

と取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経営建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）

第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 開札日において、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

- (2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - (3) 開札日において、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。
- 三 入札手続等

1 担当課及び担当班

〒九八〇―八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二―二二―一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

- (一) 契約条項を示す場所 1と同じ

- (二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十六年十一月十八日(火) から平成二十六年十一月二十八日(金)まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び平成二十六年十二月二十九日から平成二十七年一月三日まで(以下「休日等」という。)を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

- (三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

- (一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年十一月十八日(火) から平成二十七年一月五日(月)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

- (二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下二階)
入札書の提出期限及び場所

- (一) 提出期限及び方法

平成二十七年一月六日(火) 午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。
なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

- (二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十七年一月七日(水) 午前十時

- (二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

- (一) 入札参加資格確認申請書

- (二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

- (一) 受付期間及び時間

平成二十六年十一月十八日(火) から平成二十六年十一月二十八日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

- (二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができ。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

- 1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

- 2 工事費内訳書の様式は別に定める。

- 3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合

評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県庁行政舎地下二階）において閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

- 1 Services Required : Construction work related to restoration of 6-meter deep quay at Ishinomaki Port-Stage 2
- 2 Application Deadline for Participation in Bidding : November 28, 2014, 5 : 00 pm.
- 3 Deadline for Bids : January 6, 2015, 5 : 00 pm.
- 4 Contact Information : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3336